東京海上日動

企業　財 産

機械保険のご案内

TOKIO MARINE NICHIDO

2010年4月1日
以降始期用

商品パンフレット

東京海上日動の機械保険は皆様の大切な機械をしっかりガードいたします。

東京海上日動の機械保険は機械設備・装置を対象とし、不測かつ突発的な事故によって、これらの設備・装置に生じた損害に対して保険金をお支払いいたします。

機械保険の特長

1 機械設備・装置*の復旧のために支出した修理費等の損害に対して保険金をお支払いいたします。
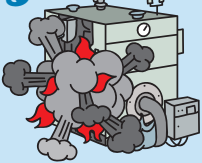
2 機械設備・装置*に生じた不測かつ突発的な事故による損害を幅広く補償いたします。
ただし、火災事故は補償されませんので、火災保険と合わせてのご契約をおすすめいたします。

火災保険　機械保険

＊事業場において稼働可能な状態（検査、整備、修理または事業場において移設のために一時稼働していない状態を含みます。）にある機械設備・装置に限ります。
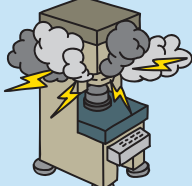
次のような損害に対し保険金をお支払いいたします。

点火ミスによるボイラの爆発＊1 ＊2
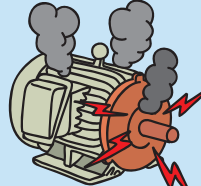
（損害額の見積例 1,100万円）

過負荷によるプレスの損壊

（損害額の見積例 900万円）

モーターの焼付き＊2
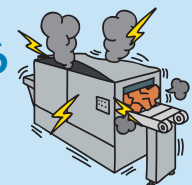
（損害額の見積例 550万円）

操作ミスによる旋盤の破損

（損害額の見積例 360万円）

異物の巻き込みによる機械の破損

（損害額の見積例 750万円）

フォークリフトの衝突による倉庫内機械設備の破損

（損害額の見積例 640万円）

＊1　ボイラの化学反応による爆発または破裂による損害については別途特約をお付けいただくことによりお支払いの対象とすることができます。
＊2　火災、火災による爆発または破裂による損害はお支払いの対象となりません。

保険の対象となる機械設備・装置

各機械設備・装置を個別にお引受けいたします。

●ボイラ　●ポンプ　●蒸気タービン発電機　●ガスタービン発電機　●電動機　●変圧器　●集中制御装置　●送風機
●金属プレス　●金属加工機　●冷凍機　●受配電設備　●クレーン　●印刷機　●コンベア　●エレベータ　等

※次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
（1）ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類、X線管
（ただし、①エレベータまたはロープウェイのワイヤロープ、②立体駐車場装置のチェーン、③光学機器のレンズ、プリズム、反射鏡またはスクリーンガラス、④集中制御装置、通信機または電子計算機の管球類は保険の対象に含まれます。）
（2）切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
（3）潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材
（ただし、①変圧器または開閉装置内の絶縁油、②水銀整流器内の水銀、③蒸気タービン装置または水力発電装置の潤滑油または操作油は保険の対象に含まれます。）
（4）フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
（5）炉壁*（ボイラの炉壁は保険の対象に含まれます。）
（6）医療機器の体内挿入部位
（7）基礎*（アンカーボルトを含みます。）
＊炉壁、基礎は、別途特約をお付けいただくことによりお引受けの対象とすることができます。なお、炉壁をお引受けの対象とする場合であっても、ボイラ以外の炉壁に単独で生じた損害については、保険金をお支払いいたしません。
※予備用の部品は一般に保険の対象から除いてお引受けいたしますが、お申込みがあればお引受けの対象とすることができます。

工場、事業場、プラント、建物内の機械設備・装置をまとめてお引受けすることもできます。（裏面をご確認ください。）

お支払いの対象となる主な損害

機械設備・装置に次のような不測かつ突発的な事故により物的損害が生じた場合に保険金をお支払いいたします。ただし、お支払いの対象とならない主な損害を除きます。

①従業員や第三者の運転、取扱上のミス、過失による事故
②設計、製造または材質の欠陥による事故
③工場製作または組立作業の欠陥による事故
④保守点検不良による事故
⑤ショート、アーク、スパーク、過電流等の電気的事故
⑥回転機械の飛散、破壊事故
⑦凍結事故
⑧他物の衝突、落下事故
⑨落雷事故
⑩ボイラの爆発、破裂、空だき事故*　等

＊ボイラの化学反応による爆発または破裂による損害は別途特約をお付けいただくことによりお支払いの対象とすることができます。

お支払いの対象とならない主な損害

次のような損害については保険金をお支払いいたしません。詳細は、機械保険普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）をご確認いただくか、代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお問い合わせください。

①ご契約者、被保険者（補償を受けられる方）、これらの方の法定代理人または事業場責任者の故意または重大な過失による損害
②①に掲げる方以外の方が保険金を受け取られる場合は、その方またはその方の法定代理人の故意または重大な過失による損害。ただし、他の方が受け取るべき金額については除きます。
③ご契約の時に、既に保険の対象に存在し、かつ、ご契約者、被保険者（補償を受けられる方）または事業場責任者が知っていた瑕疵もしくは欠陥または重大な過失によって知らなかった瑕疵もしくは欠陥による損害
④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、暴動等による損害
⑤騒擾、労働争議中の暴力行為、破壊行為等による損害
⑥官公庁による差押え、収用、没収または破壊による損害
⑦地震、噴火、津波による損害
⑧暴風、雪崩、崖崩れ、土砂崩れ、高潮、洪水または河川等の氾濫等による損害
⑨核燃料物質、放射能汚染等による損害
⑩火災、火災による爆発もしくは破裂または化学反応による爆発もしくは破裂による損害*1
⑪紛失、盗難、詐欺または横領による損害
⑫腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害
⑬日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化が進行した結果その部分に生じた損害
⑭ボイラスケールが進行した結果、その部分に生じた損害
⑮保険の対象を仮修理その他の応急措置により運転または使用している間に生じた損害*2
⑯納入者が法律上または契約上責任を負うべき損害
⑰保険料領収前に生じた事故による損害　等

＊1　ボイラ、蒸気タービン装置、ガスタービン装置、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等に発生した化学反応による爆発または破裂による損害は別途特約をお付けいただくことによりお支払いの対象とすることができます。
＊2　保険の対象に事故による損害が発生した場合等において、応急措置により運転を行う必要があるときは、「仮修理等の応急措置による運転・使用担保特約条項」をセットすることによって、上記の損害を補償することもできます。詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。

以上に加え、機械保険では機械設備・装置の不調・不具合等の事故に物的損傷が伴わない場合は保険金をお支払いいたしません。

保険期間（保険のご契約期間）

保険期間は1年間です。

ご契約金額（保険金額）

保険金額は新調達価額*といたします。

＊保険の対象となる機械設備・装置と同種同能力の新しい機械を取得するために要する価額です。ただし、この価額には、機械本体の価格に加え、機械を運転可能な状態に設置するために要する費用（運賃、組立・据付費、試運転調整費等）を含める必要があります。

保険金額が新調達価額に不足する場合は、その不足する割合によってお支払いする保険金が削減されますので、保険金額が新調達価額に不足しないようにご契約くださいますようお願いいたします。

お支払いする保険金

次の3種類の保険金をお支払いいたします。

1 損害保険金＊1 ＝ （**修理費**＊2 ＋ **損害防止費用**＊3）＊4 － **残存物価額**＊5 － **自己負担額**＊6

＊1 損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額（保険金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします。）の80%に相当する額を超えた場合には、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
＊2 修理費：新部品費、解体費、材料費、検査費、運搬費、組立・据付費、試運転・調整費、諸経費等
ただし、以下は修理費に含まれません。
（1）国際間における航空輸送もしくは貸切輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用
（2）仮修理費（本修理の一部をなす部分は除きます。）
（3）損傷を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用
（4）模様替えまたは改良による増加費用
（5）損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用
＊3 損害防止費用:損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用
＊4 修理費および損害防止費用の合計額が新調達価額を超える場合は、新調達価額を限度といたします。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情を除き、損害が生じた日から1年以内に事業場において復旧を行わなかった場合は、損害が発生した時における機械設備・装置の時価額（新調達価額から使用による減価を差し引いた額）が限度となります。
＊5 残存物価額:修理に伴って残存物がある場合のその価額
＊6 自己負担額:損害額の一定額をご契約者に負担いただくもので、ご契約時にあらかじめ設定いたします。（機械の種類、保険金額によって異なります。）

2 臨時費用保険金 ＝ 損害保険金の10%に相当する額をお支払いいたします。ただし1事故につき、事業場ごとに200万円を限度といたします。
※医療施設機械補償プランについては、臨時費用保険金はお支払いいたしません。

3 残存物取片づけ費用保険金 ＝ 損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用を損害保険金の6%の範囲内でお支払いいたします。

※個別に専用の特約条項をセットすることにより、お支払いする保険金の種類またはお支払いする保険金の計算方法を変更することがあります。

さらに補償内容を充実させるために

以下の特約をお付けいただくことで機械保険の補償内容がさらに充実いたします。
特約の保険金お支払条件・ご契約手続き、その他特約の詳しい内容は、代理店または弊社にお問合せください。

1

保険の対象とした機械設備・装置が機械保険で補償される事故によって損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたことによる営業休業損失には

機械利益保険特約

次のような損失を補償いたします。

- ●営業が休止または阻害されなかったならば得られたと予想される営業利益
- ●営業が休止または阻害され、売上高または生産高が減少しているにもかかわらず支出を余儀なくされる人件費、研究費、広告宣伝費等の経常費
- ●収益（事故による損害発生直前12か月のうち保険金のお支払いの対象となる期間に応当する期間の売上高または生産高をいいます。）の減少を防止または軽減するために生じた代替機械の借入費用や復旧を急ぐために特別に支出した費用等（ただし、これらの費用は必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額に限ります。）

損害を受けた機械が復旧するまでの間に従来通り生産活動を継続するために生じる追加費用には

機械営業継続費用保険特約

次のような費用をお支払いいたします。

- ●代替機械の借入費用
- ●半製品の外注加工費用
- ●休止していた予備の機械を整備し、運転する費用
- ●自家用発電設備の事故による買電費用　等

保険料のご予算

※保険料は、保険金額に所定の料率を乗じて算出いたします。

パターン1 各機械設備・装置を個別にお引受けする場合

重油だき炉筒煙管ボイラ:保険金額 1,000万円
（自己負担額5,000円）

ボイラ付属装置:保険金額 300万円
（自己負担額12,000円）

●機械保険の年間保険料は以下の通りです。
（ボイラとボイラ付属装置の化学反応による爆発または破裂による損害をお支払いする特約をお付けいただく場合）

ボイラ本体	33,500円
付属装置	5,580円

合計保険料 **39,080円**

パターン2 ビル内に設置された各機械設備・装置をまとめてお引受けする場合

ビル内のすべての機械設備・装置（冷暖房・空調設備・電気設備・給排水設備・エレベータ等）。

保険金額 3億1,390万円（自己負担額10,000円）

●機械保険（ビル包括機械保険）の年間保険料は以下の通りです。
（延床面積3,000m²、9階以下の事務所ビルの場合）

439,460円

パターン3 工場内に設置された各機械設備・装置をまとめてお引受けする場合

工場内のすべての機械設備・装置（トランス、変圧器、作業用ロボット、旋盤等）。金属プレス、炉等は除く。

保険金額 2億5,800万円（自己負担額20,000円*）

＊設備容量が2,000KVA未満の事業場については、事業場ごとに3回目以降の事故につきましては、自己負担額を一律500,000円といたします。

●機械保険（金属工場包括機械保険）の年間保険料は以下の通りです。
（設備容量300KVAの金属製品工場の場合）

1,408,680円

※保険料は機械設備・装置の種類・状況や過去の損害発生状況、ご契約内容等に応じてご契約頂く都度個別に決定いたします。

お客様の機械設備・装置をまとめてお引受けする場合（包括契約）

保険の対象となる機械設備・装置（以下の工場、建物内の機械設備一式）	お引受けする保険
金属工場	金属工場包括機械保険 （金属工場機械設備包括契約特約付機械保険）
各種ビル　商業ビル、事務所、マンション、学校、銀行、百貨店、スーパーマーケット等	ビル機械補償プラン （ビル機械設備包括契約特約付機械保険）
病院・診療所 （歯科病院・歯科診療所を含む）	医療施設機械補償プラン （医療施設内機械設備包括契約特約付機械保険）
ごみ処理施設	ごみ処理施設機械保険 （ごみ処理施設機械設備包括契約特約付機械保険）
水処理施設　下水処理施設、排水処理施設、上水道処理施設、汚水処理施設、し尿処理施設	水処理施設機械保険 （水処理施設機械設備包括契約特約付機械保険）
ゴルフ練習場	ゴルフ練習場機械保険 （ゴルフ練習場機械設備包括契約特約付機械保険）
ボウリング場	ボウリング場機械保険 （ボウリング場機械設備包括契約特約付機械保険）
食品工場	食品工場機械保険 （食品工場機械設備包括契約特約付機械保険）
印刷工場	印刷工場機械保険 （印刷工場機械設備包括契約特約付機械保険）
クリーニング工場	クリーニング工場機械保険 （クリーニング機械包括契約特約付機械保険）
自動車整備工場	自動車整備工場機械保険 （自動車整備工場機械包括契約特約付機械保険）
各種工場内の受配電設備一式	受配電設備機械保険 （工場内受配電設備包括契約特約付機械保険）
各種工場内のユーティリティ設備一式	ユーティリティ設備機械保険 （ユーティリティ設備包括契約特約付機械保険）
クリーンルームおよびクリーンルーム内設備一式	クリーンルーム設備機械保険 （クリーンルーム設備包括契約特約付機械保険）

※上記以外の場合についてもお客様の機械設備・装置に合わせた包括契約をご用意いたします。

もし事故が起きた場合は

損害が生じたことを知った場合には、直ちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください。
※保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書および復旧通知書をご提出いただく必要があります（その他事故の状態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。）。

ご契約の際のご注意

①告知義務：申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

②通知義務：ご契約の後、次の事実が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡をいただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。（通知等変更特約をセットする場合は、下記の＜通知等変更特約をセットするご契約の場合＞欄をご確認ください。）
・保険の対象の用途または仕様を変更したこと。＊
＊保険の対象の用途または仕様について、次のような変更を行う場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。
・ご契約時の取扱説明書等に規定されている用途を逸脱した用途に変更すること。
・出力や設備容量等の向上を伴う仕様の変更を行うこと。
・部品等について、ご契約時のメーカー（製造者）以外のメーカーの部品に交換する仕様の変更を行うこと。
・メーカー等外部の専門家を新たに雇用する、または、メーカー等外部の者の操作支援、技術支援、教育を新たに必要とする等の著しい仕様の変更を行うこと。
＜通知等変更特約をセットするご契約の場合＞
ご契約後に申込書等に☆が付された事項および保険契約にセットされている各種特約条項に規定されている通知義務に関する規定として記載された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。
※通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にもご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

③この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

④保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

⑤保険料を払い込まれる際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、ご確認ください。

⑥質権を設定される場合には、特段のお申し出がない限り、ご契約者と質権者との間で保険証券は質権者が保管するとの合意があったものとして、質権者に証券（本紙）を送付いたしますので、ご了承ください。

⑦ご契約後、1か月が経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。

⑧ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

⑨代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、ご契約の代理店と有効に成立したご契約については、弊社と直接締結されたものとなります。

⑩ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

⑪保険金額（ご契約金額）が一定金額を超えるご契約等については、「テロ危険不担保特約条項」をセットしてお引き受けすることとなります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

このパンフレットは機械保険の内容についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら代理店または弊社までお問い合わせください。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

携帯・PHS OK 0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

再生紙を使用しています。

E08-33080（6）09.12 改定（部）
2101-ER07-07010-2009年11月作成